

新旧対照表〔2023 年 4 月 1 日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	いいだのでんき	BIGLOBEでんき	UQでんき	じぶんでんき
料金プラン	いいだのでんきM（中国D）	BIGLOBEでんきM（中国D）	UQでんきM（中国D）	じぶんでんきM（中国D）
新旧対照表	〔1〕〔2〕〔7〕	〔1〕〔3〕〔7〕	〔1〕〔4〕〔7〕	〔1〕〔5〕〔7〕

サービス名称	グランパスでんき、モンストでんき、四季でんき、SKE48でんき、Pontaでんき、A N A でんき、ARUHI でんき、よみぽでんき、ピクシブでんきプラン、JAFでんき、ベルソナでんき、でんきクラブ（タカシマヤコース）、ゆめカードでんき、グローバルポイントでんき、めぶきd e でんき、N C でんき、Vポイントでんき、わくわくでんき
新旧対照表	〔1〕〔6〕〔7〕

〔1〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款（中国電力・auEL） 2022年11月1日実施 1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、auEL が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるとき（ただし、au でんき供給約款（中国電力・auEL）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（中国電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、このでんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略） 2 このでんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃によりでんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または auEL が必要と判断した場合には、中国電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（中国電力・auEL）および料金表によります。	でんき契約約款（中国電力・auEL） 2023年4月1日実施 1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、auEL が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるとき（ただし、au でんき供給約款（中国電力・auEL）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（中国電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、このでんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略） 2 このでんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃によりでんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または auEL が必要と判断した場合には、中国電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（中国電力・auEL）および料金表によります。

(略)	(略)
7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、auEL 所定の様式によって auEL に申込みをしていただきます。また、auEL が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 (略) (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまからあらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、auEL 所定の様式によって auEL に申込みをしていただきます。また、auEL が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 (略) (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまからあらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
8 需給契約の成立および契約期間 (略) (2) 契約期間は、次によります。 (略)	8 需給契約の成立および契約期間 (略) (2) 契約期間は、次によります。 (略) ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
10 需給契約の単位 (略) (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中国電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合	10 需給契約の単位 (略) (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中国電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

(3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合	(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合
13 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 中国電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（中国電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 （略）	13 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 中国電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（中国電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 （略）
17 方式A (1) 適用範囲 （略） ハ 供給約款の定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、口の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略）	17 方式A (1) 適用範囲 （略） ハ 供給約款の定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、口の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略）
19 検針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。検針日は、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。	19 検針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。検針日は、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

30 供給の停止等 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、中国電力がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、中国電力の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (略) (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)	30 供給の停止等 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、中国電力がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、中国電力の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (略) (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)
31 供給停止の解除 30（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない中国電力および auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	31 供給停止の解除 30（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない中国電力および auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
33 損害賠償の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが中国電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)	33 損害賠償の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが中国電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)
34 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中国電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、中国電力は、その賠償に要する金額をお客	34 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中国電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、中国電力は、その賠償に要する金額をお客

さまに支払っていただきます。 37 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 中国電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 （略） 38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 お客さまが需給契約を開始された後 1 年に満たないでこれを廃止させる場合は、需給契約の廃止の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。その際、当該一般送配電事業者は、お客さまが需給契約を開始されたことにともない新たに施設した供給設備について、中国電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 39 解約等 （略） (2) 30（供給の停止等）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者、中国電力もしくは auEL の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合	お客さまに支払っていただきます。 37 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 中国電力、auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 （略） 38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 お客さまが需給契約を開始された後 1 年に満たないでこれを廃止させる場合は、需給契約の廃止の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。その際、当該一般送配電事業者等は、お客さまが需給契約を開始されたことにともない新たに施設した供給設備について、中国電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。ただし、当該一般送配電事業者一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 39 解約等 （略） (2) 30（供給の停止等）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等、中国電力もしくは auEL の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場
--	--

またはお客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および auEL は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、auEL は、その旨をお客さまに予告いたします。 (3) お客さまが、37（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	合またはお客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および auEL は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、auEL は、その旨をお客さまに予告いたします。 (3) お客さまが、37（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
41 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）	41 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）
42 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中国電力は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 (2) お客さまもしくは当該一般送配電事業者が希望される場合または中国電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、中国電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 （略） (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、中国電力が当該一般送配電事業者から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中国電力は、その金額をお客さまから申し受けます。	42 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中国電力は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 (2) お客さまもしくは当該一般送配電事業者等が希望される場合または中国電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、中国電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 （略） (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、中国電力が当該一般送配電事業者等から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中国電力は、その金額をお客さまから申し受けます。
附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔2〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（いいのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306.24 円 (336.86 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.87 円 (20.75 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.94 円 (27.43 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.87 円 (29.55 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。			附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。		

〔3〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306.24 円 (336.86 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.87 円 (20.75 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.94 円 (27.43 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.87 円 (29.55 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。			附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。		

〔4〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306.24 円 (336.86 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.87 円 (20.75 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.94 円 (27.43 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.87 円 (29.55 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
（略）			（略）		
附 則（実施期日） この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。			附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。		

〔5〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 (略)			1 契約種別 (略)		
(4) 料金 (略)			(4) 料金 (略)		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306.24 円 (336.86 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.87 円 (20.75 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.94 円 (27.43 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.87 円 (29.55 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。			附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。		

〔6〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306.24 円 (336.86 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.87 円 (20.75 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.94 円 (27.43 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.87 円 (29.55 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。			附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。		

〔7〕■ でんきサービスに関するポイント特典付与条件

改定前（旧）	改定後（新）																										
第5条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>5, 0 0 0 円未満</td><td>0. 5 %</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満</td><td>2 %</td></tr><tr><td>8, 0 0 0 円以上</td><td>3 %</td></tr></table> （略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第 1 2 条第 4 項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>5, 0 0 0 円未満</td><td>1 %</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満</td><td>3 %</td></tr></table>	本件対象額	還元率	5, 0 0 0 円未満	0. 5 %	5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %	8, 0 0 0 円以上	3 %	本件対象額	還元率	5, 0 0 0 円未満	1 %	5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %	第5条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table> （略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第 1 2 条第 4 項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table>	本件対象額	還元率	8,000 円未満	0.5%	8,000 円以上	1%	本件対象額	還元率	8,000 円未満	0.5%	8,000 円以上	1%
本件対象額	還元率																										
5, 0 0 0 円未満	0. 5 %																										
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %																										
8, 0 0 0 円以上	3 %																										
本件対象額	還元率																										
5, 0 0 0 円未満	1 %																										
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %																										
本件対象額	還元率																										
8,000 円未満	0.5%																										
8,000 円以上	1%																										
本件対象額	還元率																										
8,000 円未満	0.5%																										
8,000 円以上	1%																										

(略)	8, 0 0 0円以上	5 %	(略)
第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQ でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。 2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項及び第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。 3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限りま (略) 4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第 5 条第 4 項に基づき、本件付与ポイントを付与しま			第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQ でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。 (削除) 2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限りま (略) 3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第 5 条第 4 項に基づき、本件付与ポイントを付与しま

す。

- 5 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。
- 6 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモンスターでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。なお、株式会社ミクシィが別途実施する特典提供が事情により中止・終了した場合、本項の適用は行わず、第 5 条の定めに従います。
- 7 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみぽでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

（削除）

（削除）

- 4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件または料金表で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみぽでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

N C でんき提供条件	N C でんき提供条件
Vポイントでんき提供条件	Vポイントでんき提供条件
わくわくでんき提供条件	わくわくでんき提供条件
テレビ松本でんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件
おおさか eco でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件
	グランパスでんき提供条件
	モンストでんき提供条件
	SKE48 でんき提供条件
	でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

8 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

9 （略）

10 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本

（削除）

5 （略）

6 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律

件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。	150 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 150 ポイントを還元します。														
第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）（略） 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table border="1" data-bbox="125 823 1048 1139"><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2, 5 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6, 0 0 0 円以上</td><td>本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr></table> 4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与され	本件対象額	還元率	2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）（略） 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table border="1" data-bbox="1234 823 1984 960"><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>1%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1.5%</td></tr></table> 4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しない	本件対象額	還元率	8,000 円未満	1%	8,000 円以上	1.5%
本件対象額	還元率														
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
本件対象額	還元率														
8,000 円未満	1%														
8,000 円以上	1.5%														

る本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1 . 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額

5 本条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。

6 本条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 4 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントを還元します。

附則

（適用期日）

本改正規定は、2 0 2 3 年 2 月 2 7 日から適用します。

ものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
8,000 円未満	1%
8,000 円以上	1.5%

5 本条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

6 本条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 4 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

附則

1 （適用期日）

本改正規定は、2023 年 4 月 1 日から適用します。

2 第 5 条（本ポイントの付与）に係る経過措置

(1) 第 5 条第 2 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 2 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
5,000 円未満	0.5%
5,000 円以上 8,000 円未満	2%
8,000 円以上	3%

(2) 第 5 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
-------	-----

5,000 円未満	1%
5,000 円以上 8,000 円未満	3%
8,000 円以上	5%

3 第 12 条（本ポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項の表、第 5 条第 4 項の表及び第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(2) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(3) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモントでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(4) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のSKE48 でんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

4 第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 13 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 3 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

	<table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
	本件対象額	還元率							
	2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
	6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
(2) 第 13 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。									
<table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	
本件対象額	還元率								
2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
(3) 第 13 条第 5 項に定める還元率に関して、第 13 条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 5 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントとします。									
(4) 第 13 条第 6 項に定める還元率に関して、第 13 条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 6 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントとします。									